京都大学医学部附属病院諸料金規程の一部を改正する規程

京都大学医学部附属病院諸料金規程（昭和四十年達示第二号）の一部を次のように改める。

第二条第一項リを次のように改める。

リ　診療情報の開示に係る料金

(1)　京都大学における個人情報の保護に関する規程（平成十七年達示第一号）に基づく診療情報の開示に係る料金

(ⅰ)　開示請求に係る手数料　法人文書一件につき　三〇〇円

(ⅱ)　開示実施手数料

診療録等複写料（電子式複写）　一枚につき　二〇円

X線フィルム複写料

半切　一枚につき　七九〇円

大角　〃　六六〇円

大四ツ切　〃　五六〇円

四ツ切　〃　四七〇円

六ツ切　〃　三六〇円

ただし、開示実施手数料の総額について、法人文書一件につき、三〇〇円を超えないときは無料とし、三〇〇円を超えるときは三〇〇円を減じた額とする。

(2)　(1)以外の診療情報の開示に係る料金

診療録等複写料（電子式複写）　一枚につき　二〇円

X線フィルム複写料

半切　一枚につき　七九〇円

大角　〃　六六〇円

大四ツ切　〃　五六〇円

四ツ切　〃　四七〇円

六ツ切　〃　三六〇円

附則

この規程は、平成十七年七月二十五日から施行する。